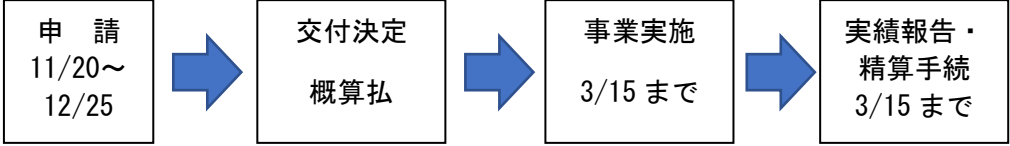


新型コロナウイルス感染症対策に係る子どもの居場所支援助成金 募集要項

長野県将来世代応援県民会議

趣 旨	<p>新型コロナウイルスの今後の感染拡大に備えるため、行政の支援が届きにくい子どもの居場所を運営する民間団体に対し感染防止対策に要する経費を支援します。</p> <p>※本助成は、テクノホーム長野株式会社様から長野県にいただいた寄付を活用させていただいて実施しています。</p>				
対象活動	<p>助成の対象となる活動は、県内で民間団体（法人格を有しない任意団体を含む。）が実施する以下の子どもの居場所を運営する事業とします。</p> <p>(1) フリースクール (2) 学習支援、食事提供及び悩み相談等を実施する子どもの居場所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>参考 フリースクール</p> <p>学習支援や相談支援等を通じて、子どもの社会的自立を目指し支援することを主な目的として地域の住民や団体等が主体となって開設する子どもの居場所であって、次の条件をすべて満たすものであって、以下の条件をすべて満たす居場所</p> <p>(1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としているもの (2) 開設後 1 年を経過しているもの</p> </div> <p>ただし、以下の(1)から(9)までに該当する事業等は、助成の対象外とします。</p> <p>(1) 信州子どもカフェに該当する事業 (2) 国、地方公共団体等から他の公的助成を受けている事業及び公的制度を利用した福祉サービス事業 (3) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業 (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業 (5) 公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業 (6) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業 (7) 公序良俗に反する事業 (8) 暴力団の行う事業 (9) 構成員（役員等を含む。）のうちに暴力団員に該当する者があるものの行う事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>参考 信州子どもカフェに該当する事業</p> <p>学習支援、食事提供、悩み相談、学用品リユースなど複数の機能を提供し、月 1 回以上計画的に開催されている子どもの居場所</p> </div>				
対象経費	<p>子どもの居場所において新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">費 目</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需用費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な消耗品（ハンドソープ、手指消毒用アルコール、施設消毒用洗剤、マスク等）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な備品（非接触型体温計、パーテーション・アクリル板、ビニールカーテン等）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	費 目	内 容	需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な消耗品（ハンドソープ、手指消毒用アルコール、施設消毒用洗剤、マスク等）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な備品（非接触型体温計、パーテーション・アクリル板、ビニールカーテン等）</li> </ul>
費 目	内 容				
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な消耗品（ハンドソープ、手指消毒用アルコール、施設消毒用洗剤、マスク等）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な備品（非接触型体温計、パーテーション・アクリル板、ビニールカーテン等）</li> </ul>				

対象経費	費目	内 容
	役務費	・新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン学習にかかる通信料等
	使用料及び賃借料	・新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要な備品を賃借する費用等 ・密にならないために広い会場を確保するための使用料等
<p>※領収書またはレシート等の明細のあるものに限りです。 ※他の要綱に基づく補助金等によりその経費が交付されている場合は対象外となります。</p>		
対象期間	令和2年11月13日から令和3年3月15日までにおこなう事業	
限度額	<p>フリースクール 1施設あたり 5万円以内 その他子どもの居場所 1施設あたり 2万円以内</p> <p>※助成額は、千円未満切り捨てとします。 ※助成額は、交付決定時に概算払いでお支払いし、実績報告提出後に精算します。</p>	
申請方法	<p>助成金申請書（様式第1号）を記入し、添付書類を同封の上、本会まで郵送でご提出ください。助成金申請書は本会ホームページからダウンロードしてください。 【締切】令和2年12月25日（金） ※申請総額が予算額に達した時点で募集を締め切ります。</p>	
手続の流れ	 <pre> graph LR     A[申請 11/20~ 12/25] --&gt; B[交付決定 概算払]     B --&gt; C[事業実施 3/15まで]     C --&gt; D[実績報告・ 精算手続 3/15まで] </pre>	
事業完了後の手続き	<p>助成事業完了後、令和3年3月15日（月）までに以下の書類を提出してください。</p> <p>(1) 実績報告書兼清算書（様式第2号） (2) 領収書等、事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し</p> <p>※領収書は、日付、宛名、領収者、品目名の記載があるもの ※店舗の事情により領収書が発行できない等やむを得ない場合は、レシートも可とします。</p>	
交付の取消等	<p>以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消や、助成金の返還請求を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金を交付の目的以外に使用したとき</li> <li>・虚偽の申請又は不正の事実があるとき</li> <li>・その他、県民会議会長が助成を行うことが不適当と認めたとき</li> </ul>	
問合せ提出先	<p>長野県将来世代応援県民会議 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL・FAX : 026-235-8996 E-mail : youth@axel.ocn.ne.jp U R L : <a href="http://himawari-nagano.jp">http://himawari-nagano.jp</a></p>	